

4 . 保健福祉部

整理番号 NO23

部 保健福祉部

課 計画調整課

事業名 社会福祉法人 E 会への補助金

費目 福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 42 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

補助の対象

区長は、E 会に対し、次に掲げる経費につき、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- ( 1 ) E 会の行う事業に関する人件費及び事務費
- ( 2 ) 区長が特に必要と認めた事業に係る経費

交付先名称 E 会

交付件数 1 件

補助の目的

福祉活動を推進する各団体の中核的存在である E 会に助成を行うことにより、住民福祉の向上をはかる。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	226,406	374,946	356,931
内訳			
計画調整課	87,095	219,148	202,829
障害福祉課	130,343	146,366	144,429
保育サービス課	8,968	9,432	9,673
予算現額	226,406	377,946	
実績額	212,402	339,835	

各課別の補助金一覧表は次の通りである。

(単位：円)

	事業名	既交付額	執行額
1	職員人件費	141,590,986	126,635,723
2	事務費	5,266,260	3,767,170
3	ボランティアのまちづくり推進事業	20,629,810	20,141,878
4	福祉サービス利用援助事業	17,146,376	17,015,076
5	民生委員研修費	40,000	0
6	自主民生委員協議会開催費助成	589,200	597,600
7	地域福祉活動振興助成	5,000,000	4,915,470
8	4階会議室運営経費助成	480,000	321,810
9	食事サービスボランティア助成	8,000,000	7,603,370
10	情報提供相談事業	5,742,002	2,979,900
11	家事介護サービス	7,175,208	6,461,697
12	食事サービスボランティア助成	4,119,712	3,219,277
13	会食サービス	177,132	171,736
14	ホームヘルパー養成研修	3,191,023	2,298,711
	計画調整課計	219,147,709	196,129,418
15	心身障害者団体レクレーション行事	2,090,000	1,672,000
16	重度心身障害児レクレーション行事	352,000	352,000
17	心身障害者団体運営事業経費助成	1,500,000	1,500,000
18	大田区原爆被害者の会への助成	80,000	80,000
19	ファックス経費助成	128,000	90,757
20	リフト付自動車運行助成	2,700,000	2,531,200
21	心身障害児(者)通所訓練事業補助	130,003,000	116,151,029
24	心身障害者紙おむつ支給事業費補助	9,513,000	9,241,942
	障害福祉課計	146,366,000	131,618,928
25	民間保育所等職員被服助成	6,334,560	6,336,350
26	民間保育所在園児服支給	239,690	234,735
27	児童福祉施設児童用共用備品贈呈	1,040,000	906,609
28	児童福祉施設児童贈物	1,817,274	1,559,350
	保育サービス課計	9,431,524	9,037,044
29	母子寡婦福祉協議会指導者研修会	0	50,000
	合計	374,945,233	336,835,390

人件費補助の内容、固有職員11名、区OB職員4名、区派遣職員5名

負担割合（国：都：区）0：0：100

### 交付要綱名称

社会福祉法人 E 会に対する助成に関する条例

### 見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無  
理由

大田区福祉公社の解散に伴い公社から引き続く事業のあり方、助成のあり方について検討した。16 年度の予定として、E 会が実施している各種団体等への補助について見直しを行っていく。また、社会福祉協議会への助成のあり方全般についても検討を進める。

### **【監査の結果】**

申請書添付書類の理由書が提出されていないまま、補助金が執行されている。また、15 年においても入手した形跡がない。また、当該補助金は、予算の執行委任は計画調整課であるが、予算は、障害福祉課、保育サービス課にまたがるものである。この各々の部課も理由書を要求していなかった。（但し、当該監査期間内で、平成 16 年度、平成 17 年度の理由書を部局で入手した。）

申請書の添付書類として要求されるものは、次のものである。

- ( 1 ) 理由書
- ( 2 ) 事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- ( 3 ) 別に国又は他の地方公共団体からの助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類
- ( 4 ) その他区長が必要と認める書類

申請書の添付書類たる理由書を入手し、理由が妥当であるか検討し補助金を執行すべきである。

E 会に対する補助は、条例第 2 条で、( 1 ) E 会の行う事業に関する人件費及び事務費 ( 2 ) 区長が特に必要と認めた事業に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができるとなっている。しかし、人件費補助 ( 固有職員 11 名、区 O B 職員 4 名、区派遣職員 5 名 ) について、各職員がいかなる職務に従事しているか詳細に把握していない。詳細に把握して、補助金を執行すべきである。

心身障害児（者）通所訓練事業補助の一部補助金交付額が基本経費の算定基礎日数誤りのため過大（基本経費 2 日分 193,516 円）である。実績のチェックを徹底されたい。

#### 【意見】

社会福祉法人E会に対する助成に関する条例第2条によれば、E会に対して、次に掲げる経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(1) E会の行う事業に関する人件費及び事務費

(2) 区長が特に必要と認めた事業に係る経費

となっている。

「補助金を交付することができる」という条例であるので、E会の収支の状況、財産の状態等を勘案して、その必要性を検討するものと解される。収支の状況とは、収入がどのような内容に基づいて構成されているかを単年度ではなく、経年比較で検討することを意味する。また、財産の状態とは、資産と負債がどのような構成になっているかを検討することを意味する。そして、E会の収支の状況及び財産の状態を、単年度ではなく、継続的に把握し、当該団体の財源的裏付けを勘案して補助金を交付すべきである。検討されたい。

平成16年度の資金収支内訳書の地域福祉事業経理区分に、地域福祉推進課の人件費の計上は見当らない。事業活動収支内訳書の同区分に於いても、職員給与、手当等の計上は、見当たらない。実際の状況をより正確に反映した事業区分別の決算書内訳の作成を指導し、本来補助すべき金額を算出できる資料を入手すべきである。

E会を通して、間接助成をしている場合であっても、直接助成と同様に管理する必要がある。所管課では、E会から基礎資料を入手しているが、入手すべき書類についての整理保存が徹底されていない。入手すべきリストを作成することにより、整理保存を徹底されたい。

E会平成16年度決算書(一般会計資金収支計算書)上の区への返還支出は、次の表のように、15,187,951円である。当該金額は、平成15年度の区への返還金額である。一方、平成16年度のE会からの区補助金の精算書では、返還金額が38,109,843円となっている。

区が平成16年度の補助金返還分として認識するのは、精算書の返還金額であるため、当該金額について、確認するためにも、決算書との照合を実施されたい。返還金も現金主義(支出時)ではなく、発生主義(未払金)

で計上するよう指導されたい。

	E 会	大田区	差額	理由
補助金 収入	377,945,233 円	374,945,223 円	3,000,000 円	計画変更額の漏れ
返還金	15,187,951 円	38,109,843 円		現金主義

申請額並びに既交付額がないまま、実績一覧表に基づき執行がなされている。(母子寡婦福祉協議会指導者研修会 50,000 円)

民間保育所等職員被服助成については、区職員との均衡のための助成とのことであるが、単価改定がなされていない。必要性も含め検討されたい。

整理番号 NO24

部 保健福祉部

課 計画調整課

事業名 公衆浴場組合への補助金

費目 福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 49 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

公衆浴場 1 軒あたりの助成額 145,000 円

但し、補助金の全額を各浴場経営者に交付するか、一部を組合活動に活用するかについては、それぞれの組合の任意。

交付先名称 大田区公衆浴場業生活衛生同業組合

交付件数 3 組合 83 件

#### 補助の目的

大田区内の公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「補助事業者」という。）が、区民の保健衛生維持のために要する事業の拡充強化とその円滑な運営を行うことを目的とする。

補助金の交付対象は、補助事業者が当該年度において、次に掲げる事業を行うために要する経費のうち、区長が必要かつ適当と認めたものである。

- (1) 従業員の福利厚生事業
- (2) 区民の保健衛生関係事業
- (3) その他区長が必要と認める事業

#### 予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	13,485	12,470	12,035
予算現額	13,485	12,470	
実績	12,470	12,035	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

## 交付要綱名称

大田区公衆浴場業生活衛生同業組合事業助成金交付要綱

## 見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

助成の目的である「区民の保健衛生維持のために要する事業の拡充強化とその円滑な運営をおこなうこと」について考慮し、その目的に対し一層実行性のある助成となるよう、助成内容について検討する。

## 【監査の結果】

特になし

## 【意見】

補助金交付要綱上は、従業員の福利厚生事業と区民の保健衛生関係事業に、どれだけ支出すべきかという定めはない。しかし、公共の福祉の増進にかかる区民の保健衛生の向上をはかるための、大田区内の公衆浴場組合が実施する事業に対する補助金の交付なのであるから、区民の保健衛生にかかる事業に対して重点がおかれるべきである。

しかし、組合によっては、従業員の福利厚生と区民の保健衛生の支出割合が、約 40%と約 60%のものも見受けられる。

また、現状一律 145,000 円の補助であるが、浴場の規模が異なれば、当然保健衛生にかかる経費も異なる。補助金額・交付方法についても検討されたい。

補助金の見直しは、助成目的に即した有効な支援を行えるように検討することになっているが、現在は具体的に検討がなされていない。具体的な検討をされたい。

整理番号 NO25

部 保健福祉部

課 計画調整課

事業名 地域福祉推進事業助成

費目 福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 (助成)平成11年度 (特別助成)平成15年度

補助終了年度 (特別助成)平成18年度

補助金算定方法

助成金の交付額は、基準額に補助率を乗じて得た金額と対象経費に係る所要額から対象経費に係る収入額を控除した額と比較して少ない額。(特別助成除く)

交付先名称 助成1団体 特別助成4団体

助成(特別助成除く)

- (1) 大田区在住の利用会員が、全利用会員の80%を超えていること。
- (2) 自発的な市民の参加によって、福祉サービスを提供する非営利団体とする。
- (3) 原則として利用会員数が、70名を超える中規模及び大規模団体。

交付件数 5件

補助の目的

助成

地域福祉団体が実施する福祉サービスの事業に対して、安定した運営ときめ細かな地域福祉活動が行えるように経費の一部を助成し、高齢者、障害者の福祉サービスの拡大と質的向上を図ることを目的とする。

特別助成

平成14年度東京都地域福祉振興事業の助成対象であった、地域福祉活動が行えるように経費の一部を助成し、高齢者及び障害者の福祉サービスの拡大と質的向上を図ることを目的とする。

予算・実績(平成15年度から平成17年度)

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	27,468	20,000	16,700



予算現額	18,545	20,000	
実績	18,545	15,515	

負担割合（国：都：区）（助成） 0：50：50 （特別助成） 0：100：0

#### 交付要綱名称

大田区地域福祉推進事業助成要綱

大田区地域福祉推進事業特別助成要綱

#### 見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

助成対象となっている各団体の福祉サービスについて、区で実施しているサービス及び他の助成金とのバランスを考慮し、助成の内容・助成額等について検討する。区民活動支援の観点から助成方法の検討をすすめる。

#### 【監査の結果】

A 会

人件費のうち、実績報告時の積算根拠が不明確である。

予算申請時には、時間単価計算であったが、実績報告時には、定額となっている。

また、予算の精度、実績の承認に疑義があるが、区によるチェック、指導が十分になされていない。補助金の交付要綱第 11 条（状況報告）で「区長は、助成事業の円滑適正な執行を図るために必要と認めるときは、助成事業内容、経理状況その他必要な事項について、報告を徴し、又は検査することができる。」とある。当該事例は、まさに、交付要綱第 11 条を適用すべき事例である。実績報告時に疑義が生じた場合については、厳格にチェックすべきである。

#### 【意見】

計画が変更された場合は、適時に変更計画書を提出するように要綱を改定すべきである。特に、予算外の定額人件費については、より厳格な審査手続をすべきであるが、いかなる審査がなされたのかが不明であるので改善されたい。

B 会

助成区分のうち、利用会員数、実績件数、派遣時間数のうち、3 要件のうち

ち2要件を満たせばAランクとなる。B会は実績報告書上で、2要件を満たしていると考えられるが、交付要綱の派遣時間数の捉え方が不明確なためBランクが適用されている。派遣時間数の捉え方を明確にされたい。

整理番号 NO26

部 保健福祉部

課 計画調整課

事業名 休日・休日準夜診療設備運営費補助金

費目 衛生費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和49年

補助終了年度 継続

補助金算定方法 定額

設備運営費 A 医師会・B 医師会 @3,000,000 円  
C 医師会 @5,000,000 円(エレベータ工事費含む)  
土曜準夜設備運営費  
A・C 医師会 @1,000,000 円

交付先名称 社団法人 A 医師会、B 医師会、C 医師会

交付件数 3 医師会

#### 補助の目的

休日診療、休日準夜診療及び土曜準夜診療事業を確保し、その業務の円滑を図るための補助。

#### 予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	11,000	13,000	11,000
予算現額	11,000	13,000	
実績	11,000	13,000	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

#### 交付要綱名称

大田区休日診療・休日準夜診療及び土曜準夜診療事業補助要綱

#### 見直しの状況

- ・平成15年度に A 医師会の土曜準夜診療設備運営費が追加された。
- ・平成16年度に C 医師会の休日診療設備運営費が 300 万円から 500 万円に増額

された。

**【監査の結果】**

補助対象経費の施設費に、C 医師会館のエレベータ全面撤去・新設工事費代の全額が補助対象となっている。C 医師会館の土日、休日の一部施設を賃借(施設使用料月額 10 万円)して診療している状況を鑑みると、建物付属設備を構成するエレベータについての全面撤去・新設工事代金を全額補助対象経費とすることは、妥当でなく、応分の負担とすべきである。この結果、従来、補助金額は、各医師会定額であったが、C 医師会については、平成 16 年度は設備運営費が 300 万円から 500 万円に増額されている。

**【意見】**

また、従来は、補助額が定額であり、実績がかなり補助金額をオーバーするため、証憑のチェックはなされていなかった。しかし、実績をみると算入経費にも各医師会ばらつきがあるため、証憑に基づくチェックを実施する必要がある。

その結果、経費の実績に応じた補助金交付も検討すべきである。

整理番号 NO27

部 保健福祉部

課 介護事業課

事業名 社会福祉法人 K 園に対する補助金

費目 福祉費 社会福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 平成 3 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
養護老人ホーム運営費助成	施設維持管理費補助（光熱水費、施設保守管理費、清掃等業務委託費） 補助率 50% 介護職員 2 名分補助 直接処遇職員手当差額 全社協・共済会
法人健全運営のための人件費・運営費	本部事務局長 本部総務課長 法人固有職員 法人固有職員 法人固有職員

交付先名称

社会福祉法人 K 園（特養 6 箇所、高齢者在宅サービスセンター 11 箇所在宅介護支援センター 7 箇所、軽費老人ホーム L 園の受託経営実施）

交付件数 1 件

補助の目的

当区の特別養護老人ホーム等の受託法人である当法人に対し補助を行うことにより、同法人の健全な運営を確保する

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	57,423	61,579	62,129
予算現額	57,423	61,579	
実績	57,423	61,579	

負担割合 (国：都：区) 0：0：100

交付要綱名称

社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例  
社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

高齢者に対する介護サービスについては、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター等で行い、その運営についてはK園に委託をしている。

本部人件費については各施設の調整、人事管理、緊急時の対応等本部機能の強化のため必要である。

**【監査の結果】**

養護老人ホーム運営助成費の内訳のうち、当法人が独自に基準を定め支給している、直接処遇職員手当差額（132 千円）については、区が補助対象経費とするのは適切ではない。

**【意見】**

平成 16 年度において、区の入手している K 園の資料によれば、区から K 園への委託料予算減少に伴い、K 園では理由は明確ではないが単独在宅サービスセンター会計に計上していた事務員人件費 5 名分を本部会計に計上したと解される。そして法人本部ではこの分に繰越金を充当したと思われる。この結果本部会計予算書上職員俸給が前年度比で以下のように増加した。

(単位千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	増減額
職員俸給	16,187	32,000	15,813
職員俸給手当	9,400	20,800	11,400

この場合、当該職員俸給は、本来、本部会計ではなく在宅サービスセンター会計に計上すべきであり、事業別の正確な決算をゆがめる結果となる。

補助事業は本部会計および養護老人ホームに対して行われているが、必要な補助金額を算定するには事業別の正確な決算を目指すべきである。本部会計でも養護老人ホームでも、適切な収支計算の結果なお不足しているという状況での補助金充当であればやむをえない面もあると考えられる。

その判断の基盤となる全体の予算および収支計算については事業別という点に関して正確なものを入力するように望まれる。

区は、K園に対して、養護老人ホーム運営費と本部会計人件費を補助対象事業としているほか、老人介護を主とした委託契約をしている。

K園は本部会計の人件費として、本部14名中6名に対する補助を区より収受している。しかし、この本部人件費補助対象者の職務内容の中には、区委託事業にかかわる職務も含まれており、正確な事業別計算を行うには当該本部人件費を各委託事業の負担として配分することも考えられる。現状では、本来は委託費の対象とすべき経費が補助の対象となっており、補助金と委託料との間で対象経費にいきりくりが生じている場合もありうる。

一方で区の本部人件費補助の対象となっていない本部の8名のうち区委託事業に係わる職員については、実際には区の委託料により賄われているとの担当課よりの回答を得た。実態に合わせた決算書等を入力すべきである。

補助金は必要最低限の金額を支出することにより効率的に運用されるべきである。補助金額が収受する団体にとって必要最低限で適切な水準であるかどうかの判断基準を、その団体の正味財産額等の内部留保等の金額を用いることが有用である。区では、補助事業の対象法人が事業を運営するに当たり保持すべき内部留保金額等の水準については、明確には基準を設けていないが、今後は検討されたい。

整理番号 NO31

部 保健福祉部

課 障害福祉課

事業名 社会福祉法人 Y 会に対する補助金

補助区分 継続

費目 福祉費

補助開始年度 平成 5 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法 実費

人件費・事務費・事業費等

交付先名称 社会福祉法人 Y 会

交付件数 1 件

#### 補助の目的

社会福祉法人 Y 会が設置経営する知的障害者通所授産施設について、区立授産施設と概ね同水準の処遇内容を確保するため、人件費等運営費の一部を補助する。

(就労対策事業)社会福祉法人が実施する離職障害者の就労対策事業に対して、人件費等を補助する。

(本部事務局)Y 会の本部事務局体制を整備する。

#### 予算・実績(平成 15 年度から平成 17 年度)

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	85,019	80,974	84,545
予算現額	85,019	80,974	
実績	80,471	78,834	

負担割合(国：都：区) 0：0：100

#### 交付要綱名称

「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」

#### 見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無



## 【監査の結果】

「社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例」の第 3 条第 3 号によれば、補助金申請に当たって“別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類”を添付する必要がある。知的障害者通所授産施設について東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金を受領しているが、当該補助金について第 3 号書類が添付されていない。

## 【意見】

知的障害者通所授産施設に対する補助目的として“区立授産施設と概ね同水準の処遇内容を確保するため”が掲げられ人件費・施設維持費・処遇改善費・保険衛生費が補助されている。区の施設では少なくとも人件費については、国の基準を上回る看護師等を配置しており、この差が補助の対象になっているが、その他の費目については明確な区の基準が把握できないことから、その基準を上回る費用の把握もできないといわざるを得ない。よって、区は区の基準と国の基準の差を明確にして、この差をカバーするための費用を各費目毎に積算し、補助申請額を審査する必要がある。

書類を整備点検されたい。

離職障害者就労対策事業についての平成 16 年 4 月 1 日の補助金交付申請書によれば“開設以来 11 年目を迎え 開設以来 28 名の就職者を送り出すことができました。”と記載されている（障害福祉課の調査では、就職者 31 名）。施設の定員 19 名に対し 1 年平均で約 3 名の就職者である。本事業は、授産施設としての側面もあり、補助目的とされる離職障害者就労対策事業と授産施設の双方での実績を分析し、補助金支出とその効果（必要なところに十分行きわたっているかどうかの視点など）を適切かつ継続的に把握する必要がある。

本部事務局補助についての平成 16 年 4 月 1 日の補助金交付申請書によれば“人員の配置や事務処理機能の強化が必要であります。これらの財源を法人が用意することは難しい状況であります。”と記載されている。しかし、Y 会の平成 16 年度一般会計事業活動収支計算書によれば、当期活動収支差額及び財産目録による差引純資産から判断すると健全な財政状況と解せられる。従ってこのような財政状況にある社会福祉法人の法人全体の管理業務（本部事務局）への補助の必要性を再検討されたい。

整理番号 NO32

部 保健福祉部

課 障害福祉課

事業名 民間緊急一時保護助成

補助区分 継続

費目 福祉費

補助開始年度 平成3年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
民間協力者への助成金	1泊当たり15,000円。1回につき7日以内。1年度につき、6回を限度。

交付先名称 民間協力者

交付件数 316件

補助の目的

保護者または家族の疾病等により、一時的に保護を必要とする心身障害者（児）を民間人の協力を得て一定期間保護した場合、その役務の提供に対して区が助成することにより障害者福祉の向上を図る。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	10,920	15,000	12,000
予算現額	14,505	17,050	
実績	14,490	17,050	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

心身障害者（児）緊急一時保護事業実施要綱

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無。

平成17年度から1年度につき4回と回数の上限が引き下げられた。

**【監査の結果】**

“ 民間緊急一時保護助成金請求書 ” の実施報告には対象者の氏名欄と確認印欄があるが、当該確認印欄の押印者を特定できない。実施報告の様式を見直されたい。

緊急一時保護申請書が保護期間開始後提出されているケースが相当数ある。事情により例外的な取扱をせざるを得ないこともあるが、常習的な対象者には是正を求める必要がある。

**【意見】**

特になし

整理番号 NO33

部 保健福祉部

課 障害福祉課

事業名 地域生活援助事業（グループホーム）

補助区分 継続

費目 福祉費

補助開始年度 平成 15 年度

補助終了年度 継続

補助金算定方法 実費

グループホームの管理運営費のうち、次に掲げる経費

- ・事務費
- ・運営諸経費
- ・家賃に相当する額

開設初年度の経費の一部

交付先名称 社会福祉法人 T 会

交付件数 4 施設

#### 補助の目的

知的障害者地域生活援助事業にかかる東京都知事の指定を受けた者のうち、大田区内にグループホームを設置するものに対して、補助の必要があると認める場合、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	36,700	15,094	6,496
予算現額	15,337	7,921	
実績	12,993	7,453	

当初は委託料だったが、支援費制度施行に伴い補助に組替えた。

負担割合（国：都：区）0：0：100

#### 交付要綱名称

「大田区知的障害者グループホームの運営主体に対する補助金交付要綱」

## 見直しの状況

特になし

### 【監査の結果】

社会福祉法人への補助は、社会福祉法第 58 条により条例で定める手続に従わなければならないとされており、区では“社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例”が施行されている。本補助金は上記要綱を根拠としているが、要綱には“社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例”との関係の記載がない。要綱上、条例との関係を明確に規定する必要がある。

上記要綱では“その他運営主体が請求する経費については、別に定める基準により算定した額”を補助金額とするが（別表第 1 - 3（2））、本件では運営主体の請求額の妥当性を検証する“別に定める基準”が明らかにされていない。当該事業の有効性・効率性を高めるために客観的な基準による審査が必要と判断する。

### 【意見】

特になし

整理番号 NO36

部 保健福祉部

課 高齢福祉課

事業名 大田区老人クラブ連合会補助金・大田区老人クラブ助成・大田区老人クラブ特別助成

費目 福祉費 高齢福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和56年・昭和40年・昭和48年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
連合会の運営事務費 連合会の行う事業に要する経費 その他区長が必要と認める経費 ただし慶弔費を含む交際費、奢侈に渡る食費は対象外	予算の範囲内
条件合致クラブのうち以下の経費の合計額が23,080円以上 ボランティア活動 生きがいを高めるための活動 健康増進事業 その他の社会活動 ただし慶弔費を含む交際費、奢侈に渡る食費は対象外	23,080円/月
老人クラブ活動費のうち に定める助成対象経費の1ヶ月の合計額より23,080円を控除した額が助成月額以上のもの。 会員数101人以上200人まで 会員数201人以上400人まで 会員数401人以上 (会員数は前年度1~3月の月平均)	6,000円/月 12,000円/月 18,000円/月

交付先名称

大田区老人クラブ連合会 156クラブ 19,100人(1クラブ1850円/月の負担) ・ 大田区老人クラブ運営基準に準拠して運営される老人クラブで、設立ご継続して3ヶ月以上活動を続けているもの

交付件数 157件

### 補助の目的

大田区老人クラブ連合会会員の福祉の向上と老人クラブの発展のために実施する。

区内の老人クラブの活動に対してその運営を助成し高齢者福祉の増進に資する

老人クラブの会員数の規模別に特別助成金を交付し助成の均衡を図り老人クラブ活動の一層の進展を期する

### 予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	58,644	59,777	59,777
予算現額	58,644	59,777	
実績	56,654	57,865	

負担割合（国：都：区）0：10：90

### 交付要綱名称

大田区老人クラブ連合会補助金交付要綱

大田区老人クラブ助成要綱

大田区老人クラブ特別助成要綱

### 見直しの状況

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

高齢化が進み、家族形態の変化によりひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、日中独居高齢者の方が増大している。高齢者の多くは地域での生活の継続を望んでいる。高齢者の生きがいと健康づくりのために、活動している老人クラブ及びこれを取りまとめている老人クラブ連合会が開催する各種事業に高齢者が参加することで、高齢者の生活を豊かなものにする大きな力となっていることから、活動効果を検証し引き続き活動費を助成する。

### **【監査の結果】**

特になし

### **【意見】**

要綱において酒類等は補助対象外経費となっているが、実績報告書の補助

対象経費の中に総会用の酒類が入っているクラブがあった。この件に関しては、実績報告書の修正後も補助対象経費合計が区の助成金を上回っていたので、補助事業執行上は結果として問題は無かった。現状、実績報告書の記載のみで審査を行なっているため、このような補助対象外経費の混入も、記載がない場合、領収書を見ない限り内容は検出できない手続きとなっている。各クラブには監事等の会計担当が存在し、決算に関するチェックは行っているとはいえ、領収書の添付等による支出内容の確認方法の検討が望まれる。

見舞品、総会、役員会といった項目は、補助対象外経費として処理しているクラブと補助対象経費として処理しているクラブとがあり、処理の不統一が散見され、適切で比較可能、審査可能な実績報告書が作成されていない。処理された費目が同じでも、支出内容の意味合いが異なるものもあることから、より内容の具体的記載が行われるような指導が望まれる。



整理番号 NO37

部 保健福祉部

課 高齢者福祉課

事業名 社団法人 大田区 S センターに対する補助金

費目 福祉費 高齢福祉費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 53 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
補助対象	人件費 61,699 千円
	区長が特に必要と認める経費
	管理運営費のうち区が認めたもの 2,006 千円
	事業費のうち区が認めたもの 会員費 10,000 千円
	その他 4,340 千円

交付先名称 社団法人 大田区 S センター

交付件数 1 件

補助の目的

シルバー人材の活用を補助

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	80,936	78,045	74,523
予算現額	81,180	78,045	
実績	79,355	75,429	

負担割合 （国：都：区）0：18：82

交付要綱名称

大田区 S センターに対する補助金交付に関する要綱

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し有

理由

従来の補助金の交付のあり方及び財団の財務内容を精査した結果、平成 13 年度予算編成において、人件費相当部分を 15%削減し 14 年度以降においても事業経費の徹底した見直しを図る。

平成 14 年度において、人件費相当分について、従来の 30%削減が行われている。

平成 15 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無

理由

S センターは事務事業を、より効率的運営とするために事務局の執行体制や事業運営の見直し、財政基盤の確立を図るために新たな 5 カ年計画を策定した。

#### 【監査の結果】

大田区 S センターに対する補助金交付に関する要綱第 3 の 2 項に定める収支予算書の提出が行われていない。

実務上は補助金申請額の内訳書を示した“申請額内訳書”が提出されており、全体の収支に関する予算は記載されていない。要綱に沿った運用をされたい。

#### 【意見】

補助金は必要最低限の金額を支出することにより効率的に運用されるべきである。補助金額を収受する団体にとって必要最低限で適切な水準であるかどうかの判断基準として、その団体の純資産額及び収支差額等の内部留保に係る金額を用いることが有用である。区では、補助事業の対象法人が事業を運営するに当たり保持すべき内部留保金額等の水準については、明確には基準を設けていない。補助金額を決定する判断基準を設定すべきと思料する。